

公 示

公示第67号

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年7月1日付け公示第18号）を別紙のとおり一部改正する。

令和5年9月25日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」

新				旧			
公 示				公 示			
<p>公 示 第 1 8 号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）1. (3)イに規定する初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p>				<p>公 示 第 1 8 号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について</p> <p>「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）1. (3)イに規定する初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p>			
記				記			
運賃適用地域名	営 業 区 域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離	運賃適用地域名	営 業 区 域	初乗距離	初乗距離を短縮する場合の距離
新潟県A地区	新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域	1. 0 km	左の初乗距離から車種区分に応じた認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。	新潟県A地区	新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域	1. 0 km	左の初乗距離から車種区分に応じた認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。
新潟県B地区	新潟県A地区を除く新潟県の全域	<u>1. 0 3 km</u>	同上	新潟県B地区	新潟県A地区を除く新潟県の全域	<u>1. 2 km</u>	同上

金沢地区	金沢市、白山市A（白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域	1. 22 km	同上
石川地区	金沢地区を除く石川県の全域	1. 08 km	同上
富山地区	富山県の全域	1. 03 km	同上
長野県A地区	長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域	1. 18 km	同上
長野県B地区	長野県A地区を除く長野県の全域	1. 19 km	同上

金沢地区	金沢市、白山市A（白山市のうち、平成17年2月1日に合併された旧松任市、旧石川郡美川町・鶴来町の区域）、かほく市、野々市市、河北郡の区域	1. 22 km	同上
石川地区	金沢地区を除く石川県の全域	1. 08 km	同上
富山地区	富山県の全域	1. 03 km	同上
長野県A地区	長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域	1. 18 km	同上
長野県B地区	長野県A地区を除く長野県の全域	1. 19 km	同上

附 則（平成14年7月1日付け公示第18号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月17日付け公示第4号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

（略）

附 則（令和5年8月10日付け公示第40号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月10日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和5年8月25日付け公示第53号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月25日から適用する。

附 則（令和5年9月25日付け公示第67号で一部改正）

1. この公示は、令和5年9月25日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年10月25日から適用する。

附 則（平成14年7月1日付け公示第18号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月17日付け公示第4号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

（略）

附 則（令和5年8月10日付け公示第40号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月10日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月11日から適用する。

附 則（令和5年8月25日付け公示第53号で一部改正）

1. この公示は、令和5年8月25日から適用する。
2. 初乗距離短縮した運賃については、令和5年9月25日から適用する。

（新設）